

令和8年度
新温泉町教育構想

明るい未来へ！
躍動する新温泉町の教育

新温泉町教育委員会

【基本理念】

「生涯にわたって生き生きと輝く教育」 ～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

本年度は、「第3期新温泉町教育振興基本計画」の総仕上げとなる最終年度です。基本理念『生涯にわたって生き生きと輝く教育』の実現に向け、未来へつなぐ教育の創造に邁進してまいります。

生成AIの発展など社会が予測困難な時代を迎える中、本町においても少子化が加速しています。本年度は町内2中学校と浜坂高校間の「連携型中高一貫教育校」がスタートし、公立中学校の部活動の地域展開も前期改革実行期間に入るなど、本町の教育にとって大きな転換期を迎えます。

こうした背景を踏まえ、本年度の学校教育では3つの柱を重点とします。

第一は「予測困難な時代を生き抜く力を育む教育」です。「何ができるようになるか」を見据え、1人1台端末を活用した探究学習など、個別最適・協働的な学びの一体的な充実を進めてまいります。

第二は「豊かな心の育成」です。一人一人のウェルビーイング向上をめざし、「新規を生まず、継続を減らす」を合言葉とした不登校対策や、ふるさと意識を醸成するキャリア教育を推進します。

第三は「安心安全な学校園の創造と共創」です。子どもたちの課題が複雑化する中、コミュニティ・スクールを通じた地域との協働や、家庭と連携した「眠育」など、地域全体の教育力向上を図ってまいります。

また、教育は子どもたちだけのものではありません。本計画の柱である「生涯を通じた学びの推進」に基づき、社会教育の充実にも力を注ぎます。町民の皆様が主体的に学べる生涯学習の場の提供や、本町の豊かな歴史・文化・芸術の活用、スポーツを通じた健康づくりを推進し、多世代が交流する地域コミュニティの活性化を図ります。

「豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く」ため、皆様の一層のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

令和8年4月1日

新温泉町教育長 森田 篤志

I 「基本理念」と「生涯にわたってめざす3つの輝き」

1 基本理念

生涯にわたって生き生きと輝く教育

～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

(基本理念実現のための町民みんなの合言葉)

□一人ひとりを大切に、誰一人取り残さない、取り残されることのない、みんなが輝く教育を進めましょう。

□人と人がつながり、自ら考え判断し、協働して未来を担う子どもたちを育成しましょう。

【みんなの合言葉に込めた思い】

人口減少、少子高齢化、グローバル社会の進展など、時代の変化が急速に進む中、新温泉町の輝く教育を進めるため「みんなで新温泉町の教育をつくる」「みんなで新温泉町の教育に参画し、次世代を育てる・支える」という思いを込めました。『誰一人取り残さない』この言葉の実現のため、「人と人がつながり合って新温泉町の課題解決に向け取組を進めたい」「町民のみなさまと共に生涯にわたって輝き続けられるよう新温泉町の教育を展開したい」という思いで合言葉をつくりました。

すべての人が輝く教育をめざして…生涯にわたってめざす3つの輝き☆

□ ふるさとでの輝き☆

ふるさとを愛し、学び、語りながら、明日の新温泉町を切り拓き、支える人

すべての人が、新温泉町にある自然（海・山・温泉・山陰ジオパーク・滝）や、歴史、文化、伝統芸能など、ふるさとの良さを知り、学んだことを語り合いながら、新温泉町の未来を切り拓き、支え合っている姿をめざします。

□ 未来への輝き☆

知・徳・体の調和がとれ、未来に向かって夢や志の実現に粘り強く努力する人

すべての人が、持続可能な社会づくりに向け、知（頭）、徳（心）、体をバランスよく育て、明るい展望を持ちながら自分の夢を描き、粘り強く努力している姿をめざします。

□ つながり創造する輝き☆

伝統と文化を基盤に、多様な人々とつながり合い、豊かな人間関係を築く人

すべての人が、ふるさとの伝統と文化を基盤に、豊かな心や思いやりの心を持ちながら多様な感性、多様な人々と触れ合い、つながり合って、温かくかつ豊かな人間関係を築いている姿をめざします。

Ⅱ 体系表

【基本理念】

生涯にわたって生き生きと輝く教育

～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

【生涯にわたってめざす3つの輝き】

(1) ふるさとでの輝き☆

ふるさとを愛し、学び、語りながら、明日の新温泉町を切り拓き、支える人

(2) 未来への輝き☆

知・徳・体の調和がとれ、未来に向かって夢や志の実現に粘り強く努力する人

(3) つながりを創造する輝き☆

伝統と文化を基盤に、多様な人々とつながり合い、豊かな人間関係を築く人

2030年以降を展望した教育の重点(人生100年時代に応じた人づくりの礎)

「つなぐ・つながる教育」

【創造】

- (1) 「みんなでつくる新温泉町の人づくり教育」
- (2) 「ふるさと意識を高める体験活動への参加」

【自立】

- (3) 「あいさつ・そうじ・あとしまつ」
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」

【協働】

- (5) 「絵本との出会い・豊かな読書活動」
- (6) 「多様性を受け入れる人権教育の推進」

基本方針

- 1 「生きる力」を育む教育の推進
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実
- 3 生涯を通じた学びの推進

生涯にわたって生き生きと輝く教育
 ～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

生涯にわたって生き生きと輝く教育
 ～豊かに 人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～

【基本方針1】
 「生きる力」を育む教育の
 推進

- (1) 「確かな学力」の育成
- (2) 「豊かな心」の育成
- (3) 「健やかな体」の育成
- (4) 「キャリア教育」の推進
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (7) 幼小中高が連携した教育の充実及び魅力と活力ある学校園づくりの推進

【基本方針2】
 子どもたちの学びを支える
 環境の充実

- (1) 教職員の資質・能力の向上
- (2) 学校の組織力の強化
- (3) 修学環境の整備・充実
- (4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

【基本方針3】
 生涯を通じた学びの推進

- (1) 主体的に生きるための学びと場の充実
- (2) 歴史、文化、芸術等の地域資産の活用
- (3) スポーツ環境づくりの推進

Ⅲ 教育の重点(人生100年時代に応じた人づくりの礎)

「つなぐ・つながる教育」

創造

(1) 「みんなでつくる新温泉町の人づくり教育」

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、町民が一丸となって課題解決に向け自ら学んで挑戦し、躍動する新温泉町の教育を創造する。

(2) 「ふるさと意識を高める体験活動への参加」

- ・ふるさと新温泉町の自然・歴史・文化・伝統を体験を通じて知ることで生涯にわたって郷土への愛着を持つ

「みんなでつくる新温泉町の人づくり教育」つなぐ・つながる教育

「みんなでつくる」の言葉には、「より良い学校教育がより良い社会をつくる」の理念のもと、学校・家庭・地域がつながりあって新温泉町の教育を町民みんなで創造し、進めていきたいという願いが込められています。そのために「つなぐ・つながる」をキーワードに、教育をつなぎ、人をつなぐことで「学校と地域」が、また、「学校と家庭」、「地域と家庭」がつながりあって、温かくかつ、躍動する教育をめざしていきます。

「ふるさと意識を高める体験活動への参加」

新温泉町にある自然（海・山・温泉・山陰海岸ジオパーク・滝）や、歴史、文化、伝統芸能など新温泉町の「本物」に触れる「ふるさと教育」に取り組み、郷土愛を育む教育を推進します。

自立

(3) 「あいさつ・そうじ・あとしまつ」

- ・心を開き、通わせ、環境を整えながら、次につなぐための3つの行動を、子どもから大人まで一緒になって取り組む。

(4) 「早寝・早起き・朝ごはん」

- ・情報化、SNSの広がりなどにより崩れがちになる基本的な生活習慣を、子どもから大人まで一緒になって整える。特に、より良い睡眠を心がけるとともに、心身ともに健康づくりに取り組む。

「あいさつ・そうじ・あとしまつ」

「あいさつ」は、自分から進んで、相手の目を見て、明るく笑顔に交わし合うことで、お互いの笑顔を引き出し、よりよい人間関係を築くことができます。

「そうじ」は、自分の周りを美しく保ち、気づいたごみを拾うなどすることで、自然環境にも目を向けられる心を育てます。

「あとしまつ」は、物事をきちんと最後まで成し遂げることから、次の始まりにつながります。また、けじめのある生活態度を育てます。

「早寝・早起き・朝ごはん」

基本的な生活習慣を身につけることで、生涯にわたり規則正しい生活を送られる力につながります。また、一日のスタートを気持ちよくスタートさせるためにも、よりよい睡眠を心がけることは重要です。家庭のみんなが一緒に取り組むことで、子どものよりよい睡眠につながり、心身ともに健康な生活を送ることができます。

本町では、認定こども園で睡眠の大切さを親子で実感する取組を進めました。今後も、子どもの成長に大きな影響があるとされる睡眠について考える「眠育」の取組を進めます。

今年度は、学校園で配布する「新温泉町 家庭生活の手引き」を新たに作成しました。こども園、小学校、中学校の発達年齢に応じた手引きを活用して、幼児期からの一貫した取組にすることにより、生きるうえで大切となる基本的な生活習慣や学習習慣につなげます。町内の学校園が一体となって、就学前の「育ち」と「学び」を、就学後の「生涯にわたる教育」へとつなげていきます。

協働

(5) 「絵本との出会い・豊かな読書活動」

- ・未知なる課題を解決し、感性・表現力・想像力など人生をより深く生きる力、協働する力を身に付けるため、乳幼時期から絵本に親しみ、子どもから大人まで豊かな読書活動に取り組む。

(6) 「多様性を受け入れる人権教育の推進」

- ・多様な人々一人一人が互いの人格を尊重し、支え合いながら幸せに生きられるよう、あらゆる人権課題の解消に向け人権教育を推進する。

「絵本との出会い・豊かな読書活動」

乳幼児期から絵本に親しみ、絵本のある環境をつくることにより、その後の発達年齢に応じて読書に親しむことにつながります。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、自分の経験したことのない未知なる世界へと導いてくれる可能性を秘めています。学校図書館司書（学校司書）の配置や地域の図書ボランティアの活用により、子どもたちが読みたい本に出会う場所になるよう学校の図書室の環境づくりを進めます。また、学校と加藤文太郎記念図書館とのさらなる連携、活用を図ります。

「多様性を受け入れる人権教育の推進」

多様性が広がる共生社会を築くためには、お互いを認め合い、お互いの人格を尊重することが大切です。そのためには、自分の良さを認め、相手のよさも認める人権教育の推進が重要です。人権啓発推進条例制定の町として「ありのままに自分らしく」生きていける社会づくりを進めます。

IV コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

人口減少などの時代の変化に柔軟に対応し、未来に向け、夢と希望をもって力強く生きる力を身に付けるためには、地域住民が一体となって持続可能な教育環境を創り上げることが大切です。そのために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、学校園・家庭・地域がつながり合い、協働する体制を構築していきます。

令和5年度から、すべての小中学校でコミュニティ・スクールが完全実施となり、浜坂高校も兵庫型のコミュニティ・スクールを立ち上げ、子どもたちを学校と地域が一体となって育てる仕組みが整いました。また、「子ども未来フォーラム」では、若者の視点を十分に生かし、多世代の参加者がまちづくりについて議論を深めました。

「学校を開く」このことが地域住民のみなさんが学校の応援団となり、学校と地域を結び、子どもたちの深い学びへと導きます。そのためにも、まずは教職員がコミュニティ・スクールのさらなる理解を深め、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」に向け、研修を深めます。

今年度は整った仕組みを十分に生かし、さらに学校・家庭・地域が手を携えられるよう「地域に愛された子は地域を愛す そして地域を忘れない」の合言葉を重視していきます。

【新温泉町コミュニティ・スクール連絡協議会報告】

「令和7年度 第1回新温泉町コミュニティ・スクール連絡協議会」

1 日 時

令和7年10月24日（金）

2 場 所

浜坂中学校 ランチルーム

3 内 容

（1）講演

教育におけるAIの可能性

～コミュニティ・スクール×AIの世界を創造する～

【講師】倉永将宏氏、河村航希氏

（2）協議 学校運営協議会の支援機能向上への研修等について

～令和7年6月の文科大臣メッセージを踏まえて～

【当日の感想】

- ・今後、学校運営協議会や地域と連携を深めるにあたり、学校として絶対にやるべきことと、地域に協力を求めることを全教職員で整理し、確認しておく必要がある。
- ・少子化が進むと、校区に子どもがいない地区が増えてくる。資源回収や登下校時のバスの運行などについて今までのやり方を大きく変える必要が出てくる。
- ・急激な変化に対し、AIを有効活用できることはあると思う。危険箇所のマップ化や、効率のよいバス運行、熊対策の見守り隊やボランティアのスケジュール管理などである
- ・学校で対応しなければならないこともあると思うが、これだけ急激な変化に対応するには、町全体での研修も必要だと思う。

【令和7年6月の文科大臣メッセージとは】

教職員の働き方改革や処遇改善への理解と協力を国民に求めているメッセージです。

令和8年度から、学校運営協議会の場で示す「基本的な方針」に、業務量管理や健康確保の措置についてお伝えすることになります。

V 基本方針と施策

基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進

○幼小中高の校種間連携による、連続性のある教育の推進（縦・横の連携）

これからの複雑で予測困難な社会においては、主体的な学びや多様な人々との協働を通じて解決につながる価値観や行動を生み出すこと、生活・人生を豊かなものにしていくための感性を働かせることが求められています。

そのためには、子どもたちの発達段階や多様な教育的ニーズ、新学習指導要領等を踏まえ、0歳からの一貫した教育環境づくりにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが不可欠です。加えて、ふるさと教育、キャリア教育、インクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育、持続可能な開発目標（SDGs）のための教育を含め、総合的に「生きる力」を育むことが必要です。

各学校園においては、命と人権を大切にす教育・保育の推進を基盤に小規模校、少人数学級の良さを生かした授業や、特色ある教育活動を積極的に展開するとともに、学校、家庭、地域のそれぞれが、子どもたちに関わる当事者として一体となり、地域の教育力を活かし、地域に根ざした教育活動を展開します。

(1) 「確かな学力」の育成

子どもたちが、複雑で予測困難な社会において、自立して活動していくためには、十分な知識・技能、これを基盤として自ら解を導く思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学びに向かう力・人間性等を身に付けることが重要です。そのため、「探究的な学習の過程を重視」した取組を強化します。

ア 学力向上の推進

これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、誰一人取り残すことのない「個別最適な学び」と「協動的な学び」を一体的に推進するとともに、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図ります。また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から「探究的な学習の過程を重視」した授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立を通じて、児童生徒の学力の向上を図ります。さらに、心が通い合い、共に認め合い、支えあう、安心して学べる学級経営に努めます。

<具体的な取組と手立て>

- 主体的・対話的で深い学びの実現－教師主導型の授業から子どもが主体となり、主語となる授業、「新温泉授業スタンダード5」を活用した子どもが活躍する授業づくり
- 学習指導における ICT を活用した教育データ利用の推進
- 学びに向かう力の育成 学びの見通し→考えを広げ深める→学びを振り返り次の学習へ
- 学習意欲の喚起と学習習慣の定着家庭学習の手引き、生活の手引きの活用
- 「兵庫型学習システム」の活用による教科担任、複式学級指導、少人数授業、同室複数指導、校内教育支援センターの活用など、個に応じたきめ細かな学習指導の充実
- 子ども読書活動推進計画に基づき読書を通じて豊かな感性を育む



イ 国際理解を深める教育の推進

自らのアイデンティティをもちながらグローバル化が進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、言語や文化が異なる人々と交流する機会の充実を図ります。自らの国や郷土を愛し誇りをもつことで自らのアイデンティティを確立するとともに、交際交流を生かした他国の伝統と文化を尊重する態度の育成等、国際理解を深める取組の推進を図ります。

<具体的な取組と手立て>

- 外国語指導助手 ALT の活用によるコミュニケーション能力の育成
- 町内のさまざまな事業と連携した外国人との交流
- 国際交流事業ニュージーランドとの交流
- ICT を活用した国際交流、文化交流の充実



<ALTに英語学習>



<留学生等との交流>



<ニュージーランドとの交流>



ウ 理数教育の充実

理数分野への興味・関心や学習意欲を高めるため、「系統性を重視した理数教育の充実」等に取り組みます。また、基礎的な学力の定着を図るため、「全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた魅力ある授業づくりの推進」等に取り組みます。

<具体的な取組>

- 外部人材の活用
- 山陰海岸ジオパーク館、おもしろ昆虫化石館を活用した観察、実験、体験学習
- サイエンス・トライやる事業、スペシャリストによる実験、特別授業

エ 情報活用能力の育成

Society5.0 を見据えて、情報活用能力（情報モラルを含む）や ICT を適切に使いこなす力を育成するため、ICT を活用した指導力の向上等とともに、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動の充実を図ります。

<具体的な取組と手立て>

- プログラミング教育の実施
- デジタル教科書を活用した効果的な授業づくり…モデル校による個別最適化された指導方法についての研究成果を生かした活用・実践
- 外部人材を活用した情報活用能力の育成、情報モラル学習、遠隔での交流授業の実施



<デジタル教科書>



<遠隔授業による学校間交流授業>



(2) 「豊かな心」の育成

子どもたちが、複雑化・多様化した社会において、感性を働かせてより豊かに活動していくためには、発達段階、一人一人の個性、生活環境等に応じた教育機会を通じて、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者を思いやる心、人間関係を築く力、感じたことや考えたことを様々な方法で表現する力、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度等を養うことが重要です。グローバル化等、急速に変化する時代に対応する人材育成のため多様な他者ととも未来を切り拓く力を育むため非認知能力を育成するワークショップの実施と、認知能力を高める教育を両輪で実施します。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、他者を思いやる心、共生の心等を育むためには、豊かな人間性を育む学級づくりが重要であり、学級にどの子にも心の居場所があり安心できる学級づくりを進めます。



＜コミュニケーション・ワークショップ＞



ア ふるさと意識を醸成する教育の推進

国やふるさと新温泉町を愛し誇りをもつ心を育てるため、幼小中高を通じて「ふるさと教育」の一貫した取組を進め、地域の一員としての自覚を高めるため、新温泉町が誇る様々な伝統文化、伝統芸能、遺産、先人の生き方に触れる機会の充実とともに、地域に根ざした行事への参画を促すなど、郷土の良さを知り、郷土を語れる人づくりに取り組むとともに、ふるさとの明るい未来を思い描くことができるふるさと教育の推進を図ります。

＜具体的な取組＞

- 「新温泉町文化財保存活用地域計画」を活用したふるさと教育の充実
- 地域人材の活用による地域学習、地域の伝統文化にふれる学習
- 新温泉町の先人や伝統文化などについて理解を深め、実践する教育の推進
- 但馬杜氏のマンガ本の制作
- 前田純孝顕彰短歌の活用、宇野雪村顕彰書道展の実施
- 山陰海岸ジオパーク館での体験学習、日本遺産北前船の学習、麒麟獅子舞の学習
- 社会科副読本「わたしたちのまち新温泉町」の活用
- 「ふるさと兵庫 魅力発見!」の活用、伝統文化にふれる学習
- 先人記念館「以命亭」、味原川文化伝承館での地域の先人や伝統文化にふれる学習
- 出前授業、海の学校、環境学習など地域の特色を知る学習と表現活動

＜地域学習発表＞



イ 兵庫型「体験教育」の推進

豊かな人間性や社会性を身に付け、規範意識を醸成し、生命を大切にする心、思いやりの心及び共生の心の大切さを認識できるようにするため、自然、社会及び芸術文化に触れる「本物に出会う感動体験」、地域の人々との関わりを通じた「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験教育の推進を図ります。

兵庫型「体験教育」として確立された、自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動を通して自尊感情を育み、個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心、協調性の涵養など、「心の教育」の充実を図ります。こうした取組により人間としての在り方・生き方への自覚を深め、社会の一員として自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培います。さらに、「ふるさと教育」の一環として地域の人々とのつながりを深め、「地域に愛された子は地域を愛す、そして地域を忘れない」の言葉にあるように、地域の文化的行事や伝統行事等への参加、地域に学ぶ学習を通して自らのアイデンティティの確立を促し、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てます。

<具体的な取組>

- 環境体験、自然学校の実施
- トライやる・ウィーク、トライやるアクションの実施、地域の清掃活動、松林清掃活動
- 資源回収、地域貢献活動、地域に出かけてボランティア体験
- 伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実、世界的視野につながる本物に出会う感動体験

ウ 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培うとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成するため、「特別の教科 道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むことができるよう指導体制の充実や家庭・地域との連携の推進を図ります。

道徳教育は、道徳科を要として全体計画のもと学校教育全体を通じて、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、豊かな心を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養うものです。体験的・実践的な活動を通して学びの深化を図るため、道徳科においては、自己や他者との「対話」による授業の推進を図ります。思いやりに満ちた人間関係が築けるよう「命の大切さ」を実感させる教育プログラムを活用し、自他を大切にし、生命を大切に思う心を育てることで、お互いを思いやる心を育ていじめの未然防止につなげます。

<具体的な取組>

- 道徳科における研修の充実
- 生命尊重や規範意識の育成など、生き方の迫及につながる授業の充実
- 地域の人材の活用や授業公開など、コミュニティ・スクールを生かした地域との連携強化
- 兵庫版道徳教育副読本の効果的な活用
- 町人権教育協議会学校部会道徳部会での公開授業の実施
- 家庭・地域への道徳科の授業公開



エ 人権教育の推進

人権啓発推進条例制定のまちとして、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、他者と共生する態度を育成するため、学校園・家庭・地域が連携し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティや拉致問題等の人権に関わる課題の解決に向け、人権教育の推進を図ります。推進にあたっては、近年課題となっているインターネット上における誹謗中傷、いじめなど、子どもたちが犯罪に巻き込まれないための課題解決にも取り組みます。学校においては、人権教育目標の実現をめざし、各教科や総合的な学習の時間等教育活動全体を通じて取り組めるよう推進体制の確立を図ります。

<具体的な取組>

- 「こども基本法」を踏まえた子どもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」に向けた取組強化
- 子どもの個性や意見、生命、人権を大切にした取組の充実
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」や兵庫県の人権教育基本方針に基づく人権教育の推進
- 「いじめ防止基本方針」に基づく徹底した未然防止、早期発見、早期対応
- 「人権啓発推進条例」制定の町として人権教育・啓発推進体制を充実し、人権学習会や啓発活動など、関係諸団体との連携及び環境づくりを積極的に推進
- 人権セミナー等各種人権学習の充実、啓発事業との連携
- 人権教育事業「ささゆり」「ひまわり」の展望をもった展開
- 男女共同参画のまちづくりなど、「新温泉町男女共同参画社会プラン」を踏まえた実践
- LGBTQをはじめとするセクシャルマイノリティ授業の実践（性の多様性を認め合う）
- 新温泉町パートナーシップ制度の制定
- 改訂版「ほほえみ」「きらめき」を活用した研修の充実



R8重点

<外国の方との交流>



<ささゆり・ひまわり人権学習発表>



<人権文化を進める強調月間>



オ 防災教育の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災、但馬などに大洪水等をもたらした平成16年の台風23号、令和6年の能登半島地震等の経験と教訓による「自助」「共助」「公助」の取組を生かし、多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等、共生の心を育成する防災教育の推進を図ります。

命の尊さや助け合いの大切さやボランティア活動の重要性等、震災から得た教訓を語り継ぎ風化させないための「共生の心」を育み、人間としての在り方、生き方を自分ごととして子どもたちに考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組みます。地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し対応する力を育みます。

併せて、各校園の「危機対応（防災）マニュアル」を不断に見直して実践的な防災訓練を実施するなど、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校園・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校園防災体制の充実を図ります。

<具体的な取組>

- 「兵庫の防災教育「忘れない」「伝える」「備える」防災・減災教育の充実
- 防災教育副読本「明日に生きる」の積極的活用、学校支援チーム EARTH の活用
- 阪神淡路大震災、東日本大震災からの復興に尽くす人々の取組からの学び
- 「1. 17」及び「3. 11」の震災体験を風化させない取組の継続
- 町の防災体制との連携による学校防災体制・「災害対応マニュアル」の不断の見直し
- 「災害対応マニュアル」に沿った地震・火災・津波を想定した防災・避難訓練の充実
町の防災安全推進室より講師派遣などによる学習
- 震災・学校支援チーム EARTH 員による演習の実施
- 学校園行事の中に、地域の方との防災訓練の計画

<防災ワークショップ>



<こども園の 1.17 を忘れない>



カ 福祉教育の推進

子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、また他者への思いやりや多様な人々と豊かに共生する心を培うため、福祉教育の推進を図ります。

<具体的な取組>

- 児童虐待などから子どもを守るための教育の充実
- 多様な家庭環境の子どもや保護者の相談に乗る体制の充実（教育支援センターの活用）
- 関係機関と連携した赤ちゃんふれあい体験など、子育てへの夢や希望につながる教育の充実
- 社会福祉協議会や社会福祉施設、地域等と連携した福祉体験の充実
- アイマスク体験、車いす体験、ユニバーサルスポーツ体験、点字体験、青い鳥学級との交流
- 「ボランティア体験の推進」

<車いす体験>



<青い鳥学級生との交流>



キ 持続可能な開発目標(SDGs)のための教育の推進

持続可能な社会づくりの担い手を育むため、SDGs の理解を深める教育や環境教育、地域づくりのための教育の推進を図ります。



R8重点

<具体的な取組>

- 各教科でSDGsの17の開発目標に関する学習
- 図書館のSDGsに関する書籍の充実
- 自然体験活動や農林漁業体験の推進
- 地域コミュニティに貢献する力を育成する取組の充実
- 服のリサイクルなどを含めた資源を生かす取組

(3) 「健やかな体」の育成

子どもたちが、活力をもって創造的に活動していくためには、「人生100年時代」を見据え、幼児期から運動遊びに親しむなど、生涯を通じて運動やスポーツに親しみ、継続的に運動するための資質・能力の育成が大切です。また、性別や障がいの有無に関わらず、多様な視点で、健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図ることが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 体力・運動能力向上の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。また、運動部活動については、『中学校における運動部活動の方針』を踏まえ、適切な休養等による安全の確保、生徒の自主性の尊重等に留意しつつ、責任感、連帯感の涵養等を図ります。

<具体的な取組>

- 乳幼児期における発達の特徴に応じた運動遊び
- 幼児期の体幹を鍛えるなどの運動遊び、小・中学校での体力向上
- 新体力テストの計画的実施による自己の体力や運動能力の把握と向上心の育成
- 全国体力・運動能力運動習慣の調査、県内の先進的取り組みを生かした保健体育の授業の改善
- 「新温泉町運動部活動の方針」に基づく望ましい運動部活動の推進(学校部活動地域移行協議)
- 「第2期新温泉町スポーツ推進計画」の周知及び基本理念・基本方針を踏まえた取組の充実
- 「新温泉町クラブ活動協議会」と連携した部活動改革実行期間(前期)の確実な推進



R8重点

< 遊具を使った運動遊び >



< 体育の授業 >



< 岸田川駅伝 >



イ 食育の推進

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、新学習指導要領を踏まえ、学校教育活動全体を通じた食育を推進します。また、学校園給食における地産地消の活用の促進を図り、家庭、地域、学校園や町内の企業や団体等が連携しながら食育の実践に取り組みます。子どもたちの心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を

培います。食物アレルギーへの対応については、家庭・学校・学校給食センターと情報を共有し、マニュアルに沿って適切な対応を進めます。

<具体的な取組>

- 食育ハンドブックやひょうご「食育月間」を生かした食育の推進、町食育推進委員会等による情報交換と実践交流
- 学校給食を活用した指導の充実、地場産物を活用した給食のための地域との連携
- 「学校における食育実践プログラム」等を活用して、食に関する指導計画の充実・適切な食生活と食習慣づくり等の食育実践を充実（教科を通した「ちょこっと食育」など）
- 町学校給食センター等との提携による食育の推進、地産・地消給食の推進
- 町学校給食センターと連携した食物アレルギー対応とともに、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した安全管理体制の徹底
- 但馬学校給食研究協議会と連携した研修、緊急時対応の体制づくり

<給食を通した食育> <地産地消給食（地元のカニ）>



<かまど炊き体験>



ウ 健康教育・安全教育の推進

生涯を通じて健康な生活を送るために必要な力を育成するとともに、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上、体系的な保健教育の充実及び家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図ります。新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に対する知識と感染予防への取り組み、園児・児童生徒に感染症等について正しく理解させ、予防する能力や態度を育成します。

また、児童生徒に自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図ります。

<具体的な取組>

- 学校園・家庭・地域が連携した保健教育及び安全教育の推進
- 心の危機に気づく力・助けを求められる力の育成、自殺予防教育の充実
- 児童生徒の心身の健康に関する相談や指導の充実、がん教育や心の健康保持に関する教育や発達段階に応じた性に関する正しい知識の習得、多様な性についての教育の充実
- 早寝・早起き・朝ごはんの習慣化等への取組、生活アンケート・睡眠調査実施
- 学校保健委員会の効果的な開催
- 養護教諭部会や健康福祉課と連携した健康教育の充実
- 自らの命を守り抜くために交通安全・防犯教室の実施や発達段階に応じた救命処置の学習
- 交通安全教室、自転車教室の実施（美方警察署と連携）や町連合PTA協議会、交通対策委員会、町青少年育成推進協議会等との連携による通学路の安全確保



R8重点

(4) 「キャリア教育」の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、「キャリアプランニング能力」をはじめ、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」を養い、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育成することが重要です。

そして、子どもたちが学ぶことの意義を自覚しながら自らの将来や社会に見通しをもつためには、学びの連続性を意識した実践を推進し、小・中・高の12年間を繋ぐキャリア教育の充実を図ります。



ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進

児童生徒が、生涯を見据えて、学ぶ意義や目的を見出し、充実した人生を送るための基盤となる「基礎的・汎用的能力」について意図的・継続的に育成を図ります。また、社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を育成する教育の充実を図ります。

<具体的な取組>

- 幼小中高まで発達段階に考慮しながらも一貫したキャリア形成を図る取組の充実
- 社会的・職業的自立をめざしたキャリアノートや新温泉町版キャリアパスポート等の活用
- 社会の変化に対応し、生徒の能力・適正等、個に応じた進路指導の充実
- キャリア教育に関する授業の充実等、教員の指導力向上



第2回キャリア教育推進協議会

小・中・高12年間を繋ぐキャリア教育実践充実事業

令和7年11月18日

参加者：町内担当者、教育委員会事務局、講師

内容：①授業参観

②事後研修及び意見交流

イ 社会に触れる機会の充実

子どもたちの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた体系的・系統的なキャリア教育を組織的に推進するため、社会に触れる機会の充実を図ります。その際、子どもたちが生涯を見据え、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えるとともに、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援します。

<具体的な取組>

- 地域の関係団体との提携強化による「トライやる・ウィーク」の充実
- 行政や議会の仕組み、町の現状を学ぶ出前授業を開催し、主体的に町の課題について考える
- 「兵庫型『体験教育』を通じた社会に触れる機会の充実」、「『キャリア教育』の推進」

(5) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」を構築し、学校園・児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進めながら、すべての学校園や学級に、発達障がいを含めた支援が必要な児童生徒等が在籍する可能性があることを前提として、一人一人の子どもの特長や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成することが重要です。

ア 連続性のある多様な学びの充実

障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法を踏まえつつ、障がいのある児童生徒等が合理的配

慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障がい者理解に関する学習、交流及び共同学習、自立と社会参加に向けた主体的な取組への支援等、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの整備を図ります。既存のネットワーク会議等を活用した「連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実」等に取り組みます。

そのために、各学校園においては、指導力の向上を図るとともに、定期的な校園内支援委員会を開催する等、全職員が情報を共有し、指導・支援の継続に努めます。

通常の学級に在籍するLD、ADHD、自閉スペクトラム症等、学習上又は生活上の困難さがある子どもを含め、障がいのある幼児・児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善または克服するために、通級による指導の充実を図り適切な教育的支援を行います。

また、交流及び共同学習のねらいを明確にして、多様性を認め合い相互に理解を深めるよう取組を充実し、学校教育全体で計画的・組織的・継続的に推進します。さらに、障がいの有無に関わらず共に過ごすためのインクルーシブ教育の理念を踏まえ、取組を強化します。

<具体的な取組>

- 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」を踏まえた教育の充実
- 『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』サポートファイル等の作成、活用による特別支援教育の充実
- すべての教職員の特別支援教育についての専門性の向上のための研修の充実
- 学習上、生活上の支援の工夫や、合理的配慮の提供に関する研修の充実
- 特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進
- 早期からの教育相談及び校園内の特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実
- 通常学級と特別支援学級の連携、交流や共同学習で共に学んでいる実感や達成感が得られる指導の方法や体制を工夫する
- 教育・福祉・医療の連携強化を図る
- 教育活動支援員、特別支援教育指導補助員の研修会の実施
- 幼・小・中・高等学校、特別支援学校（出石特別支援学校みかた校等）との連携及び副籍を生かした居住地校交流事業等の推進
- 保護者、専門関係機関との連携強化、特別支援教育の研修の充実と資質向上
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教職員による相談体制、カウンセリングマインド研修の充実
- 通級による指導の充実 学級担任との共通理解を図る
- 授業のユニバーサルデザイン化による支援の充実
- 専門家による巡回相談 放課後等ディサービスとの連携



R8重点

イ 一貫性のある支援体制の構築

障がいのある児童生徒等が、就学前、在学中のみならず、卒業した後も切れ目なく様々な機関から一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校、教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深めます。



<具体的な取組>

- 福祉、医療等関係機関との連携を密にしながら、切れ目のない支援体制を充実する。
- 「新温泉町立小・中学校における障がい理由とする差別解消の推進に関する対応要領」の理解促進を図る。
- 就学・進学・就労について、特別支援学校・専門関係機関との連携を図り、障がいのある子どもたちが卒業後も地域社会の一員として自己実現が図られるよう取組を推進する。
- 地域に特別支援教育の内容が理解・周知されるよう広報活動を充実する。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用を図るとともに、専門機関との相談体制の充実とネットワークの構築を図る。
- 子ども相談室等、悩み相談体制の充実と指導の連携

(6) 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期において、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通じて、すべての子どもがよりよく生きるための基礎を獲得するとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、乳幼児期から質の高い教育・保育を提供することが重要です。特に、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な第一歩の時期であるため、「愛着形成」を基に「自尊心」を育むことが重要です。その関わりの中で「非認知的能力」である「気付き力」、「やりぬく力」、「自制心」、「人と関わる力」などが育成されます。認定こども園における乳幼児の心身の調和のとれた発達を図るため、一人一人の特性に応じた質の高い教育・保育の推進、認定こども園と小学校との連携推進を図るため「幼保小の架け橋カリキュラム」を推進します。

認定こども園では、「新学習指導要領がめざす就学前から高校までの連続性」を意識して研修を重ね、子どもたちの「生きる力」の基礎を培います。また、環境と通じた遊びからの「学び」を適切に把握・評価し、よりよい環境構成づくりと教育・保育の改善を図るため、ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより日々の教育実践や子どもの学びを見える化をします。環境と通じた遊びからの「学び」の意義や効果、教育・保育の意図を併せて伝える取組や、講師招へいによる研修や実践を充実させます。特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた研修や実践が展開できるよう工夫します。

子どもたちが「自分が好き、友だちが好き、先生が好き、この町のすべてが好き」と心から感じ、自己有用感、自尊感情の育成につながる教育・保育を展開するために、自然の中での遊び、動植物とのふれあい、小中高の児童生徒との交流、高齢者等との交流や地域探検、地域行事への参加等、多様な体験を重視します。そして、体験したこと、感じたこと、友だちとの話の中で考えたことなどを、自分らしく表現し、自分の言葉で伝える楽しさを実感する場を大切にします。そのために、学校園・家庭・地域・教育委員会が一丸となって、乳幼児一人一人の良さが光り、個性が響き合う教育・保育活動をめざします。

<リトミック>



<遊びの振り返り>



<えいごであそぼう>





<具体的な取組>

- 『新温泉町子ども・子育て支援事業計画』に基づく子育て施策の充実
- 小学校教育との円滑な接続の充実を図る。
- 「幼保小の架け橋カリキュラム」を生かした実践
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた研修の工夫及び教育課程の編成・実施
- 認定こども園と家庭・地域との連携のため、「すくすく ひょうごっ子 (幼児教育資料)」を活用した研修の実施
- リトミックや運動遊び等を通じて身体の調和的発達や豊かな感性の芽生えと表現力を養う総合的な指導の充実
- ALT とのふれあいを通じた「えいごであそぼう」の実施
- 高校生や高齢者など、世代を超えた多様な交流の場の設定
- 特別な支援を必要とする園児のための、園内支援委員会による実態把握、支援方法の検討
- 園児の教育的ニーズに寄り添ったユニバーサルデザインの視点に立った教育・保育の充実
- 特別な支援を必要とする園児の保護者との連携及び、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言による支援・指導の充実

(7) 幼小中高が連携した教育の充実及び魅力と活力ある学校園づくりの推進

児童生徒の一人一人の能力を最大限に伸ばすとともに、社会の変化に対応した先進的な教育を展開する魅力と活力ある学校園づくりの推進を図ります。学校園・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、町内で行われる全ての教育を通じて一体的な教育活動に取り組むことにより、一貫性のある教育を推進します。関係者が一丸となり、幼小中高の連携の強化、系統性・連続性のある教育活動を推進します。

特に、幼・小・中学校のスムーズな接続に向け、校種間の連携を密にして学びの連続性を踏まえた「幼保小の架け橋カリキュラム」を生かした実践や、教育的な一貫性を重視した取組を進めます。また、発達段階による「家庭生活の手引き」の有効な活用により、子どもたちが健やかに成長するための家庭生活の習慣化と、学習への自律的・主体的な態度を育成します。

さらに、地域の高等学校との連携にも力を入れ、地域に根ざした高等学校の魅力づくりへの支援と「中高連携方針報告書」を受けた体制づくりを進めます。



<浜っ子アート展>



<こども園との交流>



<具体的取組>

- 「早寝・早起き・朝ごはん」生活習慣の確立
- SNS等で崩れがちになる現状を踏まえた「より良い睡眠」(眠育)の取組強化
- 幼児期に絵本に親しみ、小中学校で本を読む習慣につなげる取組(地域の読み聞かせグループや図書館の協力、役者によるワークショップなど本物にふれる機会の創出)
- 「家庭学習・家庭生活の手引き」による家庭との連携強化〔生活(生活の手引き)アンケート・睡眠時間調査〕
- コミュニティ・スクールの導入による魅力ある学校園づくりの推進
- 「中高連携方針報告書」の「一貫性」「探究」「連携」を踏まえた取組の強化
- 中学生、高校生の交流授業実施、地域課題を共に考え未来の創造に向けた取組強化
- 浜高支援員による地域連携、幼小中高連携の充実
- 幼・小・中・高等学校の園児・児童生徒の交流の促進
- 近隣の大学と連携した取組の実施



<中学校体験入学>



<中高連携の松林清掃>



<中高連携授業体験>



<子ども会との連携>



<中高の交流会>



<高校とこども園交流>



<地域行事での演奏>



【中高連携方針報告書で提出された中高連携の基本方針】

◆魅力的で系統性のある探求を中心とした「ふるさと教育」の推進

中高生が主体的に関われるよう魅力的で系統性・連続性のある探求を中心とした「ふるさと教育」を推進する。

◆グローバル社会を担う人材育成の推進

国際交流等を生かしながら、創造力や挑戦する心を育むとともに、ICTを活用した交流や遠隔授業等の充実を図る。

◆地域性を生かした持続可能な中等教育の推進

本町の取組を強化し、個々の選択肢を尊重しつつ、中高の6年間を持続可能で特色と魅力にあふれた教育を行う。

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学習環境を整備するとともに、家庭や地域の教育力を高めることが重要です。加えて、新学習指導要領で求められている「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育の家庭及び社会との連携・協働がより一層求められています。そのためには、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校園長のリーダーシップのもと学校園全体で取り組む組織づくり、安全・安心で質の高い教育環境の整備、ICT環境の充実を図ることが必要です。加えて、子どもが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校園・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進することが必要です。そこで、次の基本的方向に沿って取組を推進します。

(1) 教職員の資質・能力の向上

教職員を支援し資質・能力の向上を図るためには、養成・研修の充実を図ることが重要です。また、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校園への信頼を失墜させる体罰や非違行為等の根絶に努めます。併せて、教職員の働き方改革を推進することが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 教職員の資質・能力の向上

教職員として必要な使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識・実践的指導力等を養成するため、体系的な研修を実施します。研修では、体罰の未然防止の徹底や、魅力ある授業、個を尊重した指導等の充実を図ります。

<具体的取組>

- 新温泉町立教育研修所を中核とした研修の充実
- 『新温泉授業スタンダード5 (Five)』を活用した実践的指導力の向上及びPDCAサイクルを活用した各校の特色ある取組
- 初任者研修の充実、幼小中初任者をつなぐ研修の実施
- 臨時講師研修の実施
- 他地域で開催される研修への積極的参加
- 各校研修担当者研修、情報担当者研修等、現代的課題に応じた研修の充実
- 特別支援教育コーディネーター研修、担当者研修、通級指導者合同研修の実施

<GIGAスクール構想新温泉町モデル事業実践発表>



<防災研究会での蓬莱氏の講演>



イ 教職員の働き方改革の推進

教職員が、温かくゆとりをもって子どもたちに接し、子どもたち一人一人の個性や能力、可能性を

伸ばし育てられるよう、教職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮し、心身の健康を保持することが求められています。「新温泉町立学校教育職員の業務量の適正な管理に関する措置等を定める規則」等を踏まえ、業務の見直しを図り、教育活動がさらに充実する体制づくりを図ります。

さらに、校園長のリーダーシップのもとに働きがいのある職場・学校園づくりの推進に努め教職員一人一人の能力・適性を生かし、全教職員の学校園運営参画意識を高め、学校園の組織力が向上する学校園経営に努めます。風通しの良い職場づくりに努め、ハラスメントのない職場環境づくりをめざし、一人一人の人権意識を高め、教職員が意欲をもって職務に取り組める相互の協力・協働の職場環境づくりを進めます。

<具体的取組>

- 「業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保」
- 「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づいたこころの通いあう学校づくりの推進
- 学校業務改善推進委員会の実施と「教職員の勤務時間適正化先進事例集（G P H 2 0 0）」の積極的な活用
- 校務分掌の見直し、会議等のすすめ方の工夫や精選、校務の情報化等の効率的な学校園運営
- 教職員定時退勤日、ノー会議デー・ノー部活デーの徹底
- 教職員の協働による学校園指導・運営体制の構築
- スクール・サポート・スタッフ等の人材の活用
- 教職員のメンタルヘルス体制の充実
- 学校業務改善に向け教育DX化をさらに進める

(2) 学校の組織力の強化

新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程の実現やいじめ、不登校等の課題に適切に対応するためには、校園長のリーダーシップのもと、多様な専門性をもつ外部人材の活用を図りながら、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導體制（チームとしての学校）を確立することが重要です。このため、管理職の確保と育成に努めるとともに、主幹教諭の計画的な配置等に取り組みます。いじめ等問題行動への対応については、新温泉町いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアル等に基づき、町民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。また、不登校等対策については、家庭や関係機関等と連携し、教育相談体制の充実や多様な教育機会の確保、社会的自立・学校復帰等に向けた取組の充実を図ります。

<具体的取組>

- 「こども基本法」を踏まえた、常に子どもの最善の利益を第一に考えた取組の強化
- 『教育支援センター（ほっとスペース）』の活用による相談体制の強化、心理士の配置
- 校内教育支援センター（サポートルーム）や教育活動支援員等による不登校支援の強化
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 「チーム学校」として児童生徒の心の変化等を敏感に感じ取るための研修会の実施
- 『生徒指導提要』を踏まえたいじめ等の問題行動対策の推進、不登校支援の推進
- 安心して学べる学級づくり、絆づくりに取り組み、学級担任の学級経営力の向上を図る

(3) 修学環境の整備・充実

子どもたちが豊かで安心して学校園生活を送るためには、学校施設の長寿命化改修の推進、通学路

の安全確保、ICT 環境の整備等、安全で質の高い修学環境の整備を図ることが重要です。また、不登校児童生徒を含めすべての子どもたちが未来に希望をもち、自己実現を図ることができるように教育環境の向上を図ることが重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 通学路の安全確保

「新温泉町通学路交通安全プログラム」に基づき、学校園・家庭・地域と関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう体制を整えるとともに、通学路の安全確保に取り組みます。

<具体的取組>

- 家庭・地域、関係機関等と連携した通学路の安全確保
- 交通安全・防犯教室の実施、「接遇マニュアル」「不審者対応マニュアル」「感染症対応マニュアル」による研修や訓練の実施
- 地域安全マップの作成等による安全意識の高揚と「こども110番の家」の周知及び連携

<朝の登校の見守り>



<こども園バス安全教育>



イ ICT 等の先進的な学習基盤の整備

学習活動を支える ICT 環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

具体的には、「GIGA スクール構想により整備した1人1台の端末の教育効果を高めるための有効活用」「不登校児童生徒などの教育を保障するための ICT 環境の整備」等に取り組みます。

<具体的取組>

- G I G Aスクール構想新温泉町モデル校の示した「新温泉町モデル」の活用・実践
- タブレット端末や高速大容量通信ネットワークの活用促進
- G I G Aスクール運営支援センターの整備・活用
- 教員研修の充実



ウ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

「就学援助制度」、「通学費補助交付制度」等により、安心して子育てができるよう、教育における経済的な負担を軽減する支援の充実を図ります。

エ 学校園施設の整備・充実

施設の老朽化、少子化に伴う園児児童生徒数の減少が見込まれるため、学校のあり方等について検討します。

<具体的取組>

- 学校園の施設・遊具等の定期的な安全点検の実施
- 老朽化した学校園施設や設備など計画的に整備・修繕
- 安心・安全で快適な教育環境を確保
- 適切な学校園の在り方についての検討(適正規模)
- 小規模校の強みを最大化するための情報機器などの環境整備

(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族の触れ合いの時間を確保し基本的なしつけを通じて、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることなどが重要です。また、児童生徒の地域における学びの充実を図るとともに、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決するためには、地域全体で連携して学校園及び家庭教育を支えることも重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 家庭の教育力の向上

親が親として成長し、子どもを安心して育てられる環境づくりを推進するため、子育て支援、情報の提供、子育て相談窓口を充実します。また、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等を踏まえつつ、学校園等における日常の指導、PTCA 活動等を通じ、基本的な生活習慣、学習や読書習慣の確立、子どもが情報機器を適切に利用できるようなする取組等、家庭教育の重要性について啓発します。

<具体的取組>

- 「家庭生活の手引き」の取組の推進
- 学校園、家庭、地域の連携強化
- 地域ぐるみの家庭における子育て支援の推進、子育て支援センターの周知の促進
- 子育ての悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実
- 「すくすく ひょうごっ子（親子ノート）」を活用した子育て支援
- 園だよりにおける「すくすくひょうごっ子」を活用した情報発信

イ 地域の教育力の向上

地域が主体的・効果的に学校運営に参画するとともに、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりが進むよう地域と学校園の緊密な連携・協働を図ります。

地域で行われている子育て支援活動、子どもたちが安心して活動できる居場所づくり等をさらに推進するとともに、子どもたちが、地域への愛着やふるさとへの誇りをもてるよう、各地域の特色を生かした放課後子ども教室事業やボランティア活動など地域と連携・協働した事業等を推進します。

<具体的取組>

- 小中高が連携したコミュニティ・スクール連絡協議会の取組の充実
- 『地域とともにある学校』づくりに向け積極的に「学校を開く」取組及び広報活動の強化
- 地域学校協働活動の推進
- コミュニティ・スクールを生かした伝統文化継承のための学校と庁内各部局、地域活動団体との連携強化
- 教職員の歴史文化の理解を深める研修の実施及び、小中高の段階に応じた地域の歴史文化を伝承するふるさと教育の推進



R8重点

<子ども未来フォーラム>



<地域と連携したオカリナ合奏>



<但馬牛の学習>



基本方針3 生涯を通じた学びの推進

人生100年時代を見据え、町民一人ひとりが生きがいや楽しみ、誇りを持って生涯を通じて、必要な知識、技能の習得、知的・人的ネットワークの構築を図り、生涯にわたって人生を豊かに生きられる環境を整備します。また、公民館や各地区公民館等と連携し、人口減少等地域が直面する課題や地域活性化のための学習、人づくりと地域づくりを支援する取組が必要です。そのため、「ふるさと新温泉町」を知り、その文化を次代につなぐことや、加えて、文化の再発見や新たな文化の創造を支援することが重要です。令和6年度に新設した「文化財室」が中心となり、「文化財保存活用地域計画」や「新温泉町文化財センター味原川文化伝承館」を通じて地域の文化財をより身近なものとして未来につなぐこと、さらに、町民一人一人が人生を健康にいきいきと過ごす社会を形成することや、生涯を通じて運動・スポーツに親しむために、生涯スポーツを推進することが必要です。そこで、次の基本的方向に沿って取組を推進します。

(1) 主体的に生きるための学びと場の充実

生涯学習を推進するためには、若者から高齢者まで多様な世代が学び、交流するきっかけづくり、学習成果の発表の場の拡充、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境整備等の動機づけが重要です。

そのために、町民が主役の魅力ある文化芸術事業を生かし、「生きがい・楽しみ・誇り」がもてる学習機会や仕組づくりを進め、住民の活力や原動力を高めていくことも重要です。このため、次の施策に取り組みます。

ア 学びの充実

町民一人一人が生涯を通じて様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動を得るとともに、豊かな心を育むものです。生涯を通じて、すべての町民が自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や知的・人的ネットワークの構築等により、町民の多様な「学び」を支える取組の推進を図ります。また、乳幼児期から大人までの豊かな読書活動の推進を図ります。

そのために、町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、学習ニーズ、ライフステージに応じた多様な学習機会を設定します。また、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動に生かせるように学びと実践の一体化した生涯学習を推進します。

<具体的取組>

- 「新温泉町文化財保存活用地域計画」の周知及び関連事業の実施
- ライフステージに応じた学びの充実
- 男女共同参画の視点に立った学習や研修の充実
- 青い鳥学級等の障がいのある人の学習機会の充実
- 乳幼児の絵本に親しむ事業の充実
- 社会教育士等による住民の学びの支援
- 地域団体等との幅広いネットワーク化による情報交換や相互協力
- 自分の住んでいる地域の伝統文化を次代につなぐ世代を超えた活動及び交流
- 「新温泉町文化財センター味原川文化伝承館」の活用

<高齢者大学の様子>



R8重点

イ 社会教育施設の充実

町民が、社会教育施設を一層利用することができるよう、施設の魅力を伝える広報活動を積極的に展開するとともに、「学びの場」「交流の場」としての施設の充実を図ります。特に、令和2年度に大規模改修を行った文化体育館夢ホールが人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点となるよう、専門職大学地域連携事業を推進するなど、関係機関と連携した取組を推進します。併せて加藤文太郎記念図書館を中心とし、さらなる読書活動を推進し、町民の読書環境の充実を図ります。さらに、各施設を活用することで、加藤文太郎をはじめとする先人の歴史、文化等、新温泉町の魅力を発信します。

<具体的取組>

- 「地区公民館」などの社会教育施設を拠点とした活力ある地域コミュニティ形成
- 町立「宇都野学園」と「とちのみ学園」などのシニアカレッジや町文化協会等との連携及び交流事業の推進
- 「新温泉町子どもの読書活動推進計画」の活用
- 中高生を対象とした「ビブリオバトル」の開催
- 加藤文太郎図書館を拠点とした読書活動に関する仲間づくりや社会参加の促進
- 移動図書館車による図書館サービスの充実
- おはなし会やおはなしボランティアの養成
- 社会教育施設（浜坂先人記念館、おもしろ昆虫化石館、山陰海岸ジオパーク館、加藤文太郎記念図書館、新温泉町文化財センター味原川文化伝承館など）の活用
- 町民の社会教育・生涯学習の推進と町民による地域的課題を解決する活動の充実

<図書館と学校図書担当との研修>



<俳優と連携した絵本体験>



<絵本の読み聞かせ>



ウ 人権に関する学習機会の充実

人権教育資料を活用するほか、地域の歴史・文化等に関する学習を行ったり、世代間交流や多文化共生教育を行ったりするなど、多様な学習の機会や情報を提供します。そのことで、差別や偏見のない一人一人の人権が尊重され、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進します。

さらに、障がいのある人の学習機会の充実を図るとともに、障がいに対する理解を深めるために関係機関や団体との連携し、交流活動等の提供や支援に努めます。

<具体的な取組>

- 「第4次 新温泉町人権施策推進計画」に基づく人権セミナー等の推進
- 「第5次 新温泉町男女共同参画社会プラン実施計画の策定（施行はR9.4～）」
- 文化会館・町人権教育協議会の取組を柱にした人権学習の充実及び推進
- 「人権を考えるつどい」「各地区人権学習会」「人権教育事業の充実」
- 人権教育事業における障がいのある人たちとの交流会の実施

(2) 歴史、文化、芸術等の地域資産の活用

本町の先人たちは、長い歴史のなかで、この地域固有の価値を高めてきました。しかし、今、歴史、文化、芸術等の環境に目を向けると、文化芸術活動の担い手不足や、社会の成熟化による価値観やライフスタイルの多様化、「文化芸術基本法」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「文化観光推進法」の制定など、大きな変化が起きています。

本町は、長い歴史を刻む山陰海岸ジオパークをはじめ、日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落 諸寄港」や「麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」の歴史文化財群、世界農業遺産「兵庫美地方地域の但馬牛システム」など、貴重な有形無形の文化財や遺産、歴史を数多く有しています。これらは、地域住民の心の寄りどころとなるとともに、ふるさとへの愛着形成と新温泉町の魅力増大に大きな役割を担っています。そのため、次の施策に取り組みます。

ア 文化芸術活動の創造・発信

町内では地域資産を活用した学習や研修が実施されるとともに、宇野雪村や前田純孝等のふるさとの先人を顕彰する事業や活動が展開されています。さらに、町内の芸術作品を鑑賞する機会もあります。

今後も、これらの地域資産の活用を図りながら新温泉町の文化芸術に関する取組を推進するとともに、新たな価値を創造し、発信していきます。

<具体的取組>

- 様々な文化芸術活動への支援・・・演劇、音楽、クラシックパーク、落語、人形劇、映画
- 障がいのある方々の文化芸術活動への参画・・・クラシックパーク参加、みんながつなぎつながるアート展
- 青少年が本物の文化芸術に親しむ機会の充実
- 文化体育館夢ホールを活用した事業の推進
- ICT等を活用した多彩な文化芸術活動の発信

<クラシックパークの様子>



<みんながつなぎ つながるアート展>



イ 地域資産を活用した地域の活性化

町内の貴重な有形・無形の文化財や遺産、歴史等は、町民の学びや交流を広げ、地域づくりに役立てられています。

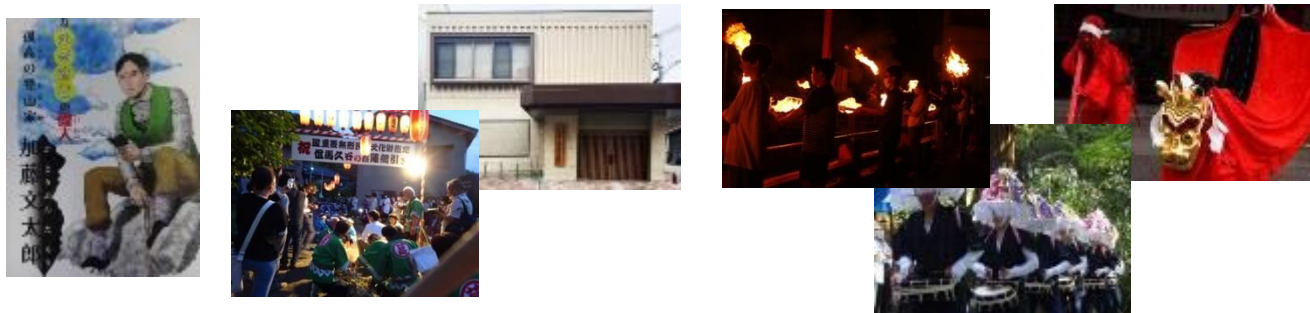
今後も、これらの地域資産の活用を図りながら地域の活性化を推進します。長い歴史の変遷の中で形成・蓄積・継承されてきた指定文化財をはじめ地域に根ざした歴史文化遺産の保護を礎にし、これら身近な地域の伝統と文化に触れ親しむ機会を充実してふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」の取組を推進します。

特に地域の伝統行事への参加・参画を通じた次世代への継承の担い手の育成は重要であり、地域ぐるみの交流や地域の魅力発信による活性化などの未来につながる学びの機会の充実に努めます。

また、郷土の優れた先人を顕彰し、その足跡から学ぶ事業の継続発展などの優れた文化にふれる場づくりを推進する。

<具体的な取組>

- 文化財室が中心となった文化財の保存活用及び地域連携
- 文化財保護協力員による文化財の調査及び啓発の推進
- 町文化財保護審議会による文化財保護・調査・啓発事業の推進
- 文化財の計画的な保護・保存及び歴史・文化遺産の活用と継承
- 「北前船寄港地フォーラム」「但馬麒麟獅子舞フェスタ」の成果を生かし、文化遺産を活かした発表及び交流を通じた人材育成
- 民俗芸能保存団体や文化協会、宇都野学園・とちのみ学園による伝統文化の継承及び学習会
- 地域資産を活用した交流の創出と充実
- 宇野雪村、前田純孝、加藤文太郎をはじめとする郷土の先人に学ぶ取組
- 但馬杜氏に関する偉人マンガの制作開始
- 加藤文太郎記念図書館、浜坂先人記念館「以命亭」、文化体育館夢ホール等を活用した催しの充実
- 味原川文化伝承館の活用



(3) スポーツ環境づくりの推進

スポーツを取り巻く環境は大きく変化しているなか、すべての町民が、日常生活における運動やスポーツを通じ楽しさや感動を分かち合い、ともに支え合うスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「元気な新温泉町」の実現が求められています。

そのため、生涯にわたって運動やスポーツに親しむための機会の充実、町民の心身の健康の保持増進、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が共に活動できるスポーツ環境の充実などをさらに推進していくことが重要です。そのため、「第2期新温泉町スポーツ推進計画」の内容を踏まえ、次の施策に取り組めます。

ア 生涯にわたって運動・スポーツに親しむための機会の充実

子どもから高齢者までの世代を超えた交流や障がい者の運動・スポーツ実施に関する環境の整備を含む、すべての町民が日常的に運動・スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

<具体的取組>

- 「第2期新温泉町スポーツ推進計画」の幅広い周知
- 推進計画の基本理念を踏まえた健康保持、体力づくりの推進
- オリンピック・パラリンピックのレガシーを踏まえたスポーツに親しむ機会の充実
- スポーツ活動団体及びスポーツの担い手の育成支援

- スポーツレクリエーションフェスティバル（ボッチャ、モルック等）の充実（高齢者、障がい者等の参加促進）
- 麒麟獅子マラソン、ビーチサッカー・バレー、麒麟のまちふれあいバスケットボール大会
- 海の体験（カヌー、バナナボート、サップ）の充実

〈ビーチサッカー〉



〈わんぱく相撲〉



〈陸上教室〉



〈ダンス〉



イ 運動・スポーツを取り巻く環境づくり

スポーツや健康づくりへの気運醸成や、する、見る、支えるなどの視点から生涯スポーツの推進に取り組めるよう、運動・スポーツ施設の長寿命化と安全性確保を計画的に進め、スポーツ環境の整備に取り組みます。

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会をもつことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力・技術・興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努めます。

〈具体的な取組〉

- スポーツ施設の充実及び環境整備
- 町スポーツ推進委員会、町スポーツクラブ 21 との連携による各種スポーツ事業の推進
- B & G 事業の活用及び連携
- スポーツ庁が推進する Sport in Life プロジェクトへの参画

〈スポーツレク ボッチャ〉



〈スポーツレク スラックライン〉



〈ふれあいバスケットボール〉



ウ 地域と連携した体制の充実

各地域や新温泉町スポーツ協会、スポーツクラブ 21 などの各種団体、新温泉町スポーツ推進委員会などの関係機関等が連携して、スポーツ環境を推進するための体制を充実します。

〈具体的な取組〉

- 「新温泉町クラブ活動協議会」と社会体育関連団体との連携強化
- 指導者・スポーツリーダーの育成
- スポーツにおける人的支援やスポーツツーリズムを生かした活力ある地域づくりの推進
- 本町の特性を生かした魅力あるスポーツイベントの開催



R8重点